

地域団体商標「福岡花ござ」の使用規程

令和 5年 7月 6日

(趣旨)

第1条

この規程は、福岡県い製品商工業協同組合が所有する地域団体商標である商標「福岡花ござ」商願2021-043038(以下「本件商標」という。)の使用の承諾に必要な事項を定めるものとする。

(承諾)

第2条

理事会は、第4条の商標使用承諾の条件を誠実に履行すると認められる組合員に対し、本件商標使用を承諾するものとする。

(申出)

第3条

次の場合において、本件商標使用の承諾を得ようとする者(以下「承諾申出者」という。)は、本件商標使用承諾申出書(以下「申出書」という。)を各組合員は組合理事長に提出しなければならない。

- (1) 商品に本件商標を表示する場合
- (2) イベント等を行う際の名称に本件商標を使用する場合
- (3) インターネットやカタログ等に本件商標を使用する場合
- (4) 本件商標のロゴマークを使用する場合

(本件商標仕様承諾の条件)

第4条

商標使用の承諾をする場合の条件は次のとおりとする。

- (1) 次の要件をすべて満たしている商品に「福岡花ござ」を表示することを認める
 - ① 福岡県い製品商工業協同組合に参加しているメーカー、花ござ生産者が製造していること
 - ② 福岡県内で製織が行われていること
 - ③ 原料は日本産のい草のみを使用していること
 - ④ 福岡県内で染色されたい草を使用している、または福岡県内で捺染をされていること
- (2) 商品製造・販売について、適正な管理をすること
- (3) 自社製品の委託加工先である加工業者並びに製造委託する福岡県い製品商工業協同組合以外の取引先等には「福岡花ござ」を表示したネーム等の副資材を渡さないこと
- (4) 製造物責任法(PL法)に基づく損害賠償責任を補償する保険に加入していること
- (5) イベントなどを行う際の名称に商標を使用する場合は、上記(1)の商品以外の掲示販売をしないこと
- (6) インターネットやカタログ等に商標を使用する場合は、掲載する商品は上記(1)の商品であること
- (7) 消費者からの問い合わせについて、誠実かつ良心的な対応をすること

(承諾の取り消し等)

第5条

前条の本件商標使用承諾条件に罰則したと理事会が認めるときは、承諾の取り消しを行い即時販売の中止を命令すると共に、今後の使用の不承諾、損害金の請求など法的措置を取ることがある。

(通知)

第 6 条

承諾申出者に商標使用を承諾するときは商標使用承諾通知書、又は、商標使用を承諾としないときは承諾しない理由を付して、使用不承諾通知書を送付するものとする。

(補則)

第 7 条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途、理事会で協議する。

付則

1. この規程は、商標に類似する名称（例：「福岡の花ごぎ」、「福岡産花ごぎ」、「福岡産の花ごぎ」など）を使用する場合においてもその効力を有する。
2. この規程は 令和 5 年 7 月 6 日から施行する。